



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
www.aplawjapan.com

2024 年 11 月 13 日

No. IMY_005

フランチャイズ契約に関する政府規則の変更について

執筆者：弁護士 [宮西 啓介](#)

インドネシア政府は、2024 年 9 月 2 日、政府規則 2024 年 35 号（以下「本規則」という。）を公布・施行し、インドネシア国内でのフランチャイズ契約に関する政府規則を修正した。

インドネシアにおいては、政府規則 2007 年 42 号がフランチャイズ契約について規定していた。しかし、本規則の制定によって、政府規則 2007 年 42 号は撤回されることとなった（41 条）。そのため、インドネシア国内におけるフランチャイズ契約については、本規則により定められることとなる。

そこで、今回は本規則の内容に関し、主としてフランチャイジー側の義務について説明する。

◆ フランチャイズ契約で規定しなければならない事項

フランチャイズ契約では以下の内容を規定しなければならない（6 条 2 項）

- ① 当事者の氏名及び住所
- ② 知的財産の種類
- ③ 事業内容
- ④ 業務システム
- ⑤ 当事者の権利及び義務
- ⑥ 事業エリア
- ⑦ フランチャイザーが事業を終了する場合のフランチャイジーに対する補償又は権利付与の保証
- ⑧ フランチャイズ契約の期間
- ⑨ 料金の支払手続
- ⑩ 所有権及び所有権の移転に関する事項
- ⑪ 紛争解決に関する事項
- ⑫ 契約の延長及び終了の手続
- ⑬ フランチャイザーが義務を継続的に履行することの保証
- ⑭ 店舗又は事業所の数

なお、⑪紛争解決に関する事項については、同規則の注釈に記載があり、紛争解決の手段（訴訟、調停、仲裁等）についての限定されていないものの、インドネシア法を準拠法とする解決が求められるものとされている。

◆ 募集目論見書に記載しなければならない事項

フランチャイザーは、加盟希望者に対し、フランチャイズ契約締結の 14 日前までに、募集目論見書を交付しなければならない（5 条 1 項）。

そして、募集目論見書には、以下の内容を記載しなければならない（5 条 2 項）。

- ① フランチャイザーの身元情報
- ② フランチャイザーの事業の合法性
- ③ フランチャイザーの事業履歴
- ④ フランチャイザーの組織構造
- ⑤ フランチャイザーの業務システム
- ⑥ フランチャイザーの直近 2 年間の財務諸表
- ⑦ フランチャイズ店舗数
- ⑧ フランチャイジーのリスト
- ⑨ フランチャイザーとフランチャイジーとの間の権利義務に関する事項
- ⑩ 知的財産権証明書又は知的財産権登録書類

◆ 登録手続

フランチャイザーは、フランチャイズ契約の締結に先立ち、インドネシア商業省からフランチャイズ登録証（STPW : Surat Tanda Pendaftaran Waralaba）を取得しなければならない（13 条 1 項）。

フランチャイズ登録証の取得申請の際には、募集目論見書を添付しなければならない（13 条 2 項）、インドネシア国外のフランチャイザーが取得申請をする場合には、以下の書類を添付しなければならない（13 条 3 項）。

- ① 領事認証不要条約加盟国の場合は本国の管轄当局の認証、そうでない場合は本国におけるインドネシア共和国の代表公務員の認証
- ② 本国におけるインドネシアの代表公務員によるフランチャイズ事業活動の継続証明

◆ フランチャイザーの研修・サポート義務

フランチャイザーは、フランチャイジーに対し、継続的なサポートを提供しなければならないものとされており（4 条 8 項）、その内容としては、トレーニング、業務管理、プロモーション、市場調査、市場開発、その他のコーチングが含まれるものとされている（4 条 8 項）。

◆ インドネシア国産品の優先使用

フランチャイザーは、フランチャイズ事業の実施に当たり、原材料の加工をインドネシア国内で優先的に行うべきであると規定されている（27 条）。

もっとも、本規則及び本規則の解釈規定において、具体的な国産化比率が規定されているわけではない。なお、国産化比率については、対象物品ごとに国産化比率が定められている。これに関する最近の動きとしては、電力インフラ開発事業に関する国産化比率を定めた「電力インフラ開発に関する国産品の仕様に関する 2012 年産業大臣規則第 54 号」が、2024 年 5 月 13 日付けの政府書簡により廃止されることが明らかとなっており、国産化比率に関する規定変更の有無については注意を要する。

◆ 最後に

上記のとおり、本規則は、フランチャイザーに対し、複数かつ広範な手続上の義務を課すものである。

本規則の前身である政府規則 2007 年 42 号もフランチャイザーに多くの手続上の義務を課すものであったが、本規則はさらなる義務を課すものとなっている。また、本規則の規定の不遵守に対しては、フランチャイズ登録証の取消しなどの制裁が規定されている（30 条以下）。

こうした内容を見ると、インドネシアでフランチャイズ事業の展開には相応のハードルがあるものと言わざるを得ず、事業開始に先立つ法的スキームの検討に当たっては、専門家の助言を得ることが安全なように思われる。

執筆者

弁護士 [宮西啓介](#)（アソシエイト、東京弁護士会）

Email: keisuke.miyanishi@aplaws.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 インドネシア・マレーシアプラクティスチーム

Email: ipg_indonesia_malaysia@aplaws.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。